

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

法規範文書発行法の条項を修正，補充する法律 (番号 63/2020/QH14)

目次

第 1 条	法規範文書発行法の条項の修正，補充	2
第 2 条	施行 ¹	28

¹ 「施行」と訳出したベトナム語は「hiệu lực thi hành」である。本文中では単に「施行」と訳出した。翻訳物によっては、そのまま「施行効力」を訳されている場合がある。

法規範文書発行法の条項を修正，補充する法律²

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき，
国会は番号 80/2015/QH13 の法規範文書発行法の条項を修正，補充する法律を発行する。

第 1 条 法規範文書発行法の条項の修正，補充

1. 第 4 条を以下のように修正，補充する。

a) 第 3 項を以下のように修正，補充する。

“3. 国会常務委員会の法令³，議決；国会常務委員会とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決；国会常務委員会，政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決”；

b) 以下のように第 8 項を修正，補充し，及び第 8 条の後に第 8a 条を補充する。

“8. 最高人民裁判所長官の通達⁴；最高人民検察院長官の通達；大臣，省同格機関の長の通達；国家会計検査院院長の決定。

8a. 最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長，大臣，省同格機関の長との間の合同通達⁵。大臣，省同格機関の長との合同通達は発行しない。”

2. 第 6 条を以下のように修正，補充する。

“第 6 条 法規範文書の制定に関する意見表明への参加，法規範文書草案に対する社会的評価の還元

² 本稿は 2020 年 8 月 28 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

³ 「法令」は，原文では“pháp lệnh”であり，英訳では“ordinance”などと訳されている。法規範文書一般を指す言葉である“pháp luật”と区別するため，本稿では「国会常務委員会令」と訳している箇所がある。

⁴ 「通達」は，原文では“thông tư”であり，英訳では“circular”などと訳されている。

⁵ 「合同通達」は，原文では“thông tư liên tịch”であり，英訳では“joint circular”などと訳されている。

1. ベトナム祖国戦線、ベトナム商工会議所、その他の戦線の各構成組織及びその他の各機関、組織、個人は、法規範文書の制定の提議及び法規範文書の草案について意見を表明する権利を有し、その参加条件を整備される。
2. ベトナム祖国戦線は、この法律及びベトナム祖国戦線法の規定に従って法規範文書草案⁶への社会的評価⁷を実施する。

社会的評価は、起草主管機関、組織、国会議員が文書草案についての意見聴取を行うときに実施される。社会的評価が既に実施された法規範文書草案については、査定、審査のため、権限を有する国家機関に送付、提出される草案の書類は社会評価の文書を含まなければならない。

3. 法規範文書を制定する過程において、起草主管機関、組織、国会議員及び関係機関、組織は、各機関、組織、個人が法規範文書の制定の提議、法規範文書の草案について意見を表明するための条件を整備する；法規範文書の直接的影響を受ける対象者の意見聴取を組織する責任を有する。
 4. 法規範文書の制定の提議、法規範文書の草案について付された意見及び法規範文書の草案に対する社会評価の意見は、文書の草案を改訂する過程において研究、解明、検討⁸されなければならない。”
3. 第 12 条を以下のように修正、補充する。

“第 12 条 法規範文書の修正、補充、代替、廃止又は施行停止

1. 法規範文書は、当該文書を発行した国家機関自身の法規範文書によってのみ修正、補充、代替若しくは廃止され、又は権限を有する国家機関・権限を有する者の文書によってのみ施行停止若しくは廃止される。他の文書を修正、補充、代替、廃止又は施行停止する文書は、修正、補充、代替、廃止又は施行停止される文書の名前、文書の編、章、節、款、条、項、号を明確に確定しなければならない。

法規範文書を廃止する文書は、規定に基づき、公報に掲載され、掲示されなければならない。

2. 法規範文書を発行するとき、文書発行機関は、新たな文書の規定に反する自己が以前発行した法規範文書の文書、編、章、節、款、条、項、号を同時に修正、補充、廃止しなければならない；直ちに修正、補充

⁶ 「草案」は、原文では“dự thảo”である。

⁷ 「社会的評価」は、原文では“phân biên xã hội”である。直訳すれば「社会的採点」となる。

⁸ 「検討」は、原文では“tiếp thu”である。取り込んで吸収するというニュアンスがあり、日本語の「検討」よりも積極的な意味合いがあると思われるがここでは意識した。

することができない場合、新たな文書において、新たな法規範文書の規定に反する自己が以前発行した法規範文書の文書、編、章、節、款、条、項、号の目録を明確に確定し、新たな法規範文書が効力を生じる前に修正、補充する責任を有する。

3. 以下の場合において、一つの法規範文書は、同一の機関が発行した複数の法規範文書の内容を同時に修正、補充、代替、廃止するために発行することができる。
 - a) ベトナム社会主義共和国が加盟する、関連を有する国際条約を実施するため；
 - b) 発行された新しい文書との同期性、統一性を保障するために、相互に緊密に関連を有する内容を修正、補充、代替、廃止する；
 - c) 決裁済みの行政手続の簡素化の方法を実施するため。”
4. 第 14 条 4 項を以下のように修正、補充する。

“4. 国家会計検査院院長の通達、合同通達、決定、人民評議会の議決、人民委員会の決定、特別行政経済単位における地方政権の法規範文書において、行政手続を規定すること。ただし、法律、国会の議決に委任された場合、又はこの法律第 27 条 4 項の規定に従って省級人民委員会の議決における行政手続を規定しなければならない場合を除く。”

5. 第 18 条を以下のように修正、補充する。

“第 18 条 国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決

国会常務委員会、政府、ベトナム祖国戦線中央委員会議長団は、法律の委任を受けた諸事項の詳細を規定するため、又は国会議員、人民評議会議員の選挙業務における事項を案内するため、合同議決を発行する。”

6. 第 25 条を以下のように修正、補充する。

“第 25 条 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院院長、大臣、省同格機関の長の間での合同通達

最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院院長、大臣、省同格機関の長は、訴訟の手順、手続及び汚職の予防、阻止の実施におけるそれら機関の連携に関して規定する合同通達を発行する。”

7. 第 30 条を以下のように修正、補充する。

“第 30 条 県級、社級の人民評議会の議決、人民委員会の決定

1. 法律、国家の議決の委任を受けた諸事項を規定するため、又は地方政権組織法の規定に従って地方政権、下級の国家機関の等級付けを行う

ために県級の人民評議会は議決を、県級の人民委員会は決定を発行する。

2. 法律，国家の議決の委任を受けた諸事項を規定するため，社級の人民評議会は議決を，社級の人民委員会は決定を発行する。”

8. 第 47 条を以下のように修正，補充する。

“第 47 条 法律，国会常務委員会令の制定の提議，法律，国会常務委員会令に関する建議の審査

1. 法令委員会は，参集し，機関，組織，国会議員の法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議及び国会議員の法律，国会常務委員会令に関する建議の審査を主管する。

2. 国会の民族評議会，委員会は，自己が責任を負う分野に属する法律，国会常務委員会令の制定の提議，法律，国会常務委員会令に関する建議を審査し，法令委員会に審査文書を送付して，法令委員会の審査会議に参列する代表を選出する責任を負う。

3. 審査の内容は，発行の必要性；調整対象，範囲；法律，国会常務委員会令の制定の提議，法律，国会常務委員会令に関する建議における政策；共産党の方向性，方針に対する政策，国会政策の内容との整合性；統一性，施行可能性，優先順位，提出時期，文書の制定及び施行を保証する条件に焦点を当てる。”

9. 第 55 条の項を以下のように修正，補充する。

a) 第 2 項を以下のように修正，補充する。

“2. 草案，提出書及び草案に関係する各資料を準備する。

草案の提出書には，法律，国会常務委員会令，議決の発行必要性；法律，国会常務委員会令，議決の制定目的，観点；草案制定の過程；文書草案の構成，基本的内容；文書草案の，その領域に関連を有する法規範文書との統一性；文書草案の，ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性を明確に記載しなければならない。”

b) 第 7 項を以下のように修正，補充する。

“7. 国会常務委員会又はこの法律第 52 条 3 項に規定する機関，組織が提出する草案及び国会議員が自ら起草する草案については，起草の主管を委ねられた機関，組織，国会議員は，国会常務委員会に対して取りまとめて報告をする法令委員会の常任委員⁹に起草の進捗の報告書を送付する責任を有する。

⁹ 「法令委員会の常任委員」は，原文では “Thường trực Ủy ban pháp luật” である。

政府が提出する草案に対しては、起草の主管を委ねられた省、省同格機関は、取りまとめて政府に報告するため、司法省に対して；同時に、取りまとめて国会常務委員会に報告するため、法令委員会の常任委員に対して、起草の進捗を報告する責任を有する。

法律、国会常務委員会令、議決の草案の検討、改訂の過程において、政府が採択した政策と比して大きな政策変更があったときは、起草を主管する省、省同格機関は、審理、決定のため、遅滞なく政府、政府首相に報告する責任を有する。”

10. 第 58 条の項を以下のように修正、補充する。

a) 第 2 項 b 号の後に b1 号を補充する。

“b1) 草案に関連する各法規範文書の精査に関する報告書；”

b) 第 2 項 d 号の後に d1 号を補充する。

“d1) 法律、国会常務委員会令、議決制定の提議に関する政府の議決”

c) 第 3 項 b 号を以下のように修正、補充する。

“b) 文書草案の内容の共産党の方向性、方針、国家政策との整合性；法体系における合憲性、合法性、統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性；”

11. 第 59 条 3 項の後に 3a 項を補充する。

“3a. 草案に関連する各法規範文書の精査に関する報告書；”

12. 第 62 条 1 項 b 号の後に b1 号を補充する。

“b1) 草案に関連する各法規範文書の精査に関する報告書；”

13. 第 63 条 1 項及び 2 項を以下のように修正、補充する。

“1. 草案は、討論、付意見のため国会、国会常務委員会に提出される前に、国会の民族評議会、委員会（以下「審査機関」と総称する。）の審査を受けなくてはならない。

国会の民族評議会、委員会¹⁰は、自己が責任を負う分野に属する草案及び国会、国会常務委員会が委ねたその他の草案の審査を主管する責任を負う。

国会の民族評議会、委員会は、国会のその他の機関が審査を主管する、その機関が責任を負う領域に関連する草案の審査に参加し、審査主管機関に対して審査参加文書を送付し、審査主管機関の審査会議に参列する代表を選出する責任を有する。

¹⁰ 1 項第一文では「「審査会」と総称する」となっているが、同第二文・第三文では、ベトナム語原文自体が総称による表現とはなっていないため、原文どおり訳出した。

2. 審査主管機関は、審査に参加する機関が責任を負う分野に係る草案の内容及び草案の内容に属するその他の事項について意見を発表するため、それらの代表者を審査会議に参列するよう招待する責任を有する。”
14. 第 64 条の項、号を以下のように修正、補充する。
 - a) 第 1 項 d 号の後に d1 号を補充する。

“d1) 草案に関連する各法規範文書の精査に関する報告書；”
 - b) 第 2 項を以下のように修正、補充する。

“2. 国会常務委員会に提出する草案については、国会常務委員会の会議が始まる日の遅くとも 20 日前までに、草案を提出する機関、組織、国会議員は、審査を実施し、審査に参加するため、この条第 1 項に規定する書類を審査主管機関、法令委員会、民族評議会、社会問題に関する委員会及びその他の委員会に送付しなければならない。

国会に提出する草案については、国会の会期開会日の遅くとも 30 日前までに、草案を提出する機関、組織、国会議員は、審査を実施し、審査に参加するため、この条第 1 項に規定する書類を審査主管機関、法令委員会、社会問題に関する委員会及びその他の委員会に送付しなければならない。”
15. 第 65 条 6 項を以下のように修正、補充する。

“6. 文書の草案が民族問題、性平等問題に係る規定を有するときは、文書の草案における民族政策の保障、性平等問題への配慮；”
16. 第 68 条の後に第 68a 条を補充する。

“第 68a 条 法律、国会常務委員会令の草案、議決の草案における民族政策保障の審査の際の民族評議会の責任

 1. 民族評議会は、草案が少数民族、少数民族の領域、山岳地帯に関連する規定を有する際には、民族政策を保障するために国会の委員会が審査を主管する草案審査に参加する責任を負う。
 2. 民族評議会は、審査主管機関の審査に参加する意見を準備し、審査会議に参列する代表を選出するため評議会の常任委員の会議又は全体会議を実施する。
 3. 民族政策の保障の審査内容は以下からなる。
 - a) 民族政策に関連する問題の確定；
 - b) 民族の平等に関する基本原則の保障、及び各少数民族が内的能力¹¹を發揮して国土を發展させる条件の創出；
 - c) 民族政策保障のための草案内の各規定の作用及び実施可能性。”

¹¹ 「内的能力」は、原文では “nội lực” である。

17. 第 74 条, 第 75 条, 第 76 条及び第 77 条を以下のように修正, 補充する。

“第 74 条 一つの国会会期における法律, 議決の草案の審理, 採択の手順

国会は, 次の手順に従い, 一つの会期において法律, 議決の草案を審理, 採択する。

1. 草案を提出した機関, 組織の代表者, 国会議員が草案について説明する。
2. 審査主管機関の代表が審査報告書を陳述する。
3. 国会が, 全体会議において討論する。全体会議における討論の前に, 草案は分科会¹²において討論され得る。
4. 討論の過程において, 草案を提出した機関組織の代表者, 国会議員が, 国会議員が言及した草案に関係する事項について解説する。
5. 異なる意見が残っている草案の重要な事項, 大きな事項について, 国会が, 国会常務委員会の提議に基づき表決を行う。

審査主管機関の常任委員は, 草案を提出した機関, 組織, 国会議員, 国会事務総長¹³及び関係機関, 組織と連携して, 国会常務委員会が表決のため国会に提出する問題の想定を主管する。

6. 国会事務総長は, 国会常務委員会に報告するために国会議員の意見, 表決結果を取りまとめ, 草案を提出する機関, 組織, 国会議員に送付する。
7. 国会常務委員会が, 以下の手順に従い, 草案の研究, 解説, 検討, 改訂を指導, 組織する。
 - a) 審査主管機関の常任委員が, 草案を提出した機関, 組織, 国会議員, 法令委員会の常任委員, 司法省及び関係機関, 組織と連携して, 草案の研究, 解説, 検討, 改訂を主管し, 国会常務委員会に提出する草案の解説, 検討, 改訂報告書を作成する。
 - b) 草案を提出した機関, 組織, 国会代表は, 草案の解説, 検討, 改訂の内容について書面で意見を述べ, その中で, 解説, 検討, 改訂の報告書の草案に対して異なる意見がある事項を明確に記載し, 国会常務委員会に報告するための立案を提出する。
 - c) 国会が採択を表決する日の遅くとも 7 日前までに, 文書の技術面を精査し, 完全なものにするため, 草案が法令委員会の常任委員に送付される。

法令委員会の常任委員は, 審査主管機関の常任委員, 草案を提出した機関, 組織の代表者, 国会議員及び関連を有する機関, 組織と連携して,

¹² 「分科会」は, 原文では “tổ đại biểu Quốc hội” である。

¹³ 「国会事務総長」は, 原文では “tổng thư ký Quốc hội” である。

草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保障するための精査¹⁴を主管する。

8. 国会常務委員会が、草案の解説、検討、改訂について国会に報告する。
草案を提出した機関、組織、国会議員が異なる意見を有する、又は政府が政府提出でない草案について異なる意見を有する場合、審理、決定のため国会に報告する。
9. 国会が草案の採択を表決する。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会は、草案の採択の表決の前に、国会常務委員会の提議に基づき当該事項について表決する。
10. 国会議長が、国会の法律、議決に認証署名をする。
11. 草案が採択されなかった又は一部だけ採択された場合、国会は再提出につき審理、決定する、又は国会常務委員会の提議に基づき、次回会期において審理、採択する。

第 75 条 二つの国会会期における法律、議決の草案の審理、採択の手順

国会は、次の手順に従い、二つの会期において法律、議決の草案を審理、採択する。

1. 第一会期における草案の審理、討論の手順は、この法律第 74 条 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項及び 6 項の規定に従って実施する。
2. 二つの会期の間の期間において、国会常務委員会は、次の手順に従い、草案の研究、解説、検討、改訂を指導、組織する。
 - a) 審査主管機関の常任委員が、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、草案の研究、解説、検討、改訂を主管し、解説、検討、改訂報告書の草案を作成する。

国会議員が草案に補充することを提議した新しい政策については、必要がある場合には、国会常務委員会の要請に従って、草案を提出した機関、組織、国会議員は政策の作用の評価を行って国会に報告する。
 - b) 草案を提出した機関、組織、国会代表は、草案の解説、検討、改訂の内容について書面で意見を述べ、その中で、解説、検討、改訂の報告書の草案に対して異なる意見がある事項を明確に記載し、国会常務委員会に報告するための立案を提出する。
 - c) 国会常務委員会が、解説、検討、改訂報告書の草案及び改訂された文書の草案について審理、討論する。
 - d) 国会常務委員会が、異なる意見が残っている草案の重要な事項、大きな事項について討論し、意見を求めるために、国会常務委員会は、国会

¹⁴ 「精査」は、原文では“rà soát”である。

議員の専門的活動としての会議を組織することを決定する；会期開会日の遅くとも 45 日前までに、改訂された草案及び草案の解説、検討、改訂報告書を国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会に送付する。

国会議員団、国会の民族評議会の常任委員、委員会の常任委員が、討論、意見表明を組織し、会期開会日の遅くとも 20 日前までに、意見の取りまとめ報告書を審査主管機関に送付する責任を有する。

- d) 審査主管機関の常任委員が、国会議員、国会議員団、国会の民族評議会及び各委員会の意見を取りまとめる；草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会の常任委員、司法省と連携して草案を研究、解説、検討、改訂して、国会常務委員会に提出する草案の解説、検討、改訂報告書を完成させる。

3. 第二会期において

- a) 国会常務委員会は、前会期の国会議員の意見に従った草案の解説、検討、改訂に関して国会に報告する。

草案を提出した機関、組織、国会議員が異なる意見を有する、又は政府が政府提出でない草案について異なる意見を有する場合、政府、機関、組織、国会議員は、審理、決定のため国会に報告する。

- b) 国会は、異なる意見が残っている内容について討論する。
- c) 国会事務総長は、国会常務委員会に報告するために国会議員の意見のとりまとめを行い、審査主管機関、草案を提出する機関、組織、国会議員に送付する。
- d) 国会常務委員会は、草案の研究、解説、検討、改訂を指導、組織する。
- d) 国会が採択を表決する日の遅くとも 7 日前までに、草案が、文書の技術面を精査し、完全なものにするため、法令委員会の常任委員に送付される。

法令委員会の常任委員は、審査主管機関の常任委員、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員及び関連を有する機関、組織と連携して、草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保証するための精査の組織を主管する。

- e) 国会常務委員会は、草案の解説、検討、改訂に関して国会に報告する。
- g) 国会は草案の採択の表決をする。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会は、草案の採択の表決の前に、国会常務委員会の提議に基づき、当該事項について表決する。
- h) 国会議長が国会の法律、議決に認証署名をする。

4. 草案が採択されなかった又は一部だけ採択された場合、国会は再提出につき審理、決定し、又は国会常務委員会の提議に基づき、次回会期において審理、採択する。

第76条 三つの国会会期における法律の草案の審理、採択の手順

国会は、次の手順に従い、三つの会期において法律の草案を審理、採択する。

1. 第一会期における草案の審理、討論の手順は、この法律第74条1項、2項、3項、4項、5項及び6項の規定に従って実施する。
2. 第一会期と第二会期の間の期間において、法律の草案の研究、解説、改訂は次の手順に従って実施される。
 - a) 法律の草案を提出した機関、組織、国会議員は、審査主管機関の常任委員、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、法律の草案の研究、解説、検討、改訂を主管し、法律案の解説、検討、改訂報告書の草案を作成する。
 - b) 国会常務委員会の決定（もしあれば）に基づき、法律の草案に関する人民の意見聴取を組織する。

国会議員、人民が補充を提議した新しい政策については、必要性がある場合、国会常務委員会、法律の草案を提出する機関、組織、国会議員の要請に従って、国会に報告するため政策の作用の評価を行う。
 - c) 審査主管機関が、改訂された法律の草案の審査を組織する。
 - d) 国会常務委員会が、この法律第71条に規定する手順に従って、法律の草案の改訂について審理し、意見を付する。国会常務委員会の意見を基礎として、法律の草案を提出した機関、組織、国会議員は、この法律第72条の規定に基づき、法律案を改訂するため、研究、検討をする責任を有する。
3. 第二会期において
 - a) 法律の草案を提出した機関、組織の代表、国会議員は、法律の草案の解説、検討、改訂報告書、法律の草案に関する人民の意見聴取の結果報告書を陳述する（もしあれば）。
 - b) 審査主管機関の代表者は、改訂された法律の草案の審査報告書を陳述する。
 - c) 国会は、全体会議において討論する。全体会議における討論の前に、法律の草案は、分科会において討論されることができる。

討論の過程において、法律の草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員は、国会議員が言及した法律の草案に係る事項について解説する責任を有する。

- d) 異なる意見が残っている法律の草案の重要な事項、大きな事項については、国会が、国会常務委員会の提議に基づき表決を行う。
審査主管機関の常任委員は、法律の草案を提出した機関、組織、国会議員、国会事務総長及び関係機関、組織と連携して、国会常務委員会が事項を想定し、表決のため国会に提出することの補佐を主管する。
- d) 国会事務総長は、国会常務委員会に報告するために国会議員の意見、表決結果をとりまとめ、審査主管機関、法律の草案を提出する機関、組織、国会議員に送付する。
- 4. 国会の第二会期と第三会期の間の期間において、国会常務委員会は、この法律第 75 条 2 項に規定する手順に従って、法律の草案の研究、解説、検討、改訂を指導、組織する。
- 5. 第三会期における法律の草案の審査、採択の手順は、この法律第 75 条 3 項の規定に基づき実施される。
- 6. 法律の草案が採択されなかった又は一部だけ採択された場合、国会は国会常務委員会の提議に基づき審理、決定する。

第 77 条 国会常務委員会の法令、議決の草案の審理、採択の手順

- 1. 国会常務委員会は、次の手順に従い、一つの会議において国会常務委員会令、議決の草案を審理、採択する。
 - a) 草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員が草案について説明する。
 - b) 審査主管機関の代表者が審査報告書を陳述する。
 - c) 会議への参列を招待された機関、組織の代表者、個人が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論し、会議の議長が結論する。
 - d) 審査主管機関の常任委員は、草案を提出した機関、組織、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、草案の研究、解説、検討、改訂を主管する。
 - e) 草案を提出した機関、組織、国会代表は、草案の解説、検討、改訂の内容について書面で意見を述べ、その中で、解説、検討、改訂の報告書の草案に対して異なる意見がある事項を明確に記載し、国会常務委員会に報告するための立案を提出する。
 - g) 国会常務委員会が採択の表決をする前に、文書の技術面を精査し、完全なものにするため、草案が法令委員会の常任委員に送付される。
法令委員会の常任委員は、審査主管機関の常任委員、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員及び関連を有する機関、組織と連携して、

- 草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保障するための精査を主管する。
- h) 審査主管機関の常任委員は、国会常務委員会に草案の解説、検討、改訂に関して報告する。
 - i) 国会常務委員会は、草案の採択を表決する。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択の表決の前に、会議の議長の提議に基づき、当該事項について表決する。
 - k) 国会議長は、国会常務委員会の法令、議決に署名をする。
2. 国会常務委員会は、次の手順に従い、二つの会議において国会常務委員会令、議決の草案を審理、採択する。
- a) 第一の会議における提出及び討論は、この条第1項 a号、b号、c号及びd号に規定する手順に従って実施される。国会常務委員会は、改訂のための基礎とするため、審査主管機関の提議に基づき、草案の重要な事項、大きな事項を討論し、表決する。
 - b) 二つの会議の間の期間において、国会常務委員会、審査主管機関が、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会の常任委員、司法省及び関係機関、組織と連携して、草案の研究、解説、検討、改訂を主管する。

国会常務委員会が補充を提議した新しい政策については、法律の草案を提出した機関、組織、国会議員は、国会に報告するため政策の作用の評価を行う。

草案を提出した機関、組織、国会代表は、草案の解説、検討、改訂の内容について書面で意見を述べ、その中で、解説、検討、改訂の報告書の草案に対して異なる意見がある事項を明確に記載し、国会常務委員会に報告するための立案を提出する。
 - c) 国会常務委員会が採択の表決をする前に、文書の技術面を精査し、完全なものにするため、草案が法令委員会の常任委員に送付される。

法令委員会の常任委員は、審査主管機関の常任委員、草案を提出した機関、組織の代表者、国会議員及び関連を有する機関、組織と連携して、草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性を保障するための精査を主管する。
 - d) 第二の会議において、審査主管機関の常任委員が、草案の解説、検討、改訂について国会常務委員会に報告する。
 - d) 国会常務委員会が草案の採択を表決する。草案に異なる意見がある事項が残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択の表決の前に、会議の議長の提議に基づき、当該事項について表決する。

- e) 国会議長が、国会常務委員会の法令、議決に署名をする。”
18. 第 84 条 2 項を以下のように修正，補充する。
“2. 省，省同格機関は，自ら又は政府，政府首相の指導，機関，組織，個人の建議に基づき，この法律第 19 条 3 項の規定する議定制定の提議の審理，採択のため政府に提出する，又はこの法律第 19 条 2 項の規定する議定制定の提議の審理，採択のために政府首相に提出する責任を割り当てられた部門，分野の範囲に属する議定の制定の提議を準備する。”
19. 第 85 条の項を以下のように修正，補充する。
a) 第 3 項を以下のように修正，補充する。
“3. この法律第 19 条 3 項の規定する議定制定の提議において，政策の内容を制定し，政策の作用を評価する；議定の施行を保障する資源，条件を想定する。”
b) 第 5 項を以下のように修正，補充する。
“5. この法律第 19 条 3 項の規定する議定の制定の提議について，関連を有する機関，組織の意見を聴取して，各意見を取りまとめて，解説，検討する。”
20. 第 87 条を以下のように修正，補充する。

“第 87 条 議定制定の提議書類

1. この法律第 19 条 2 項に規定する議定制定の提議書類は以下からなる。
a) 議定制定の提議の提出書は，その中において，議定の発行の必要性；議定制定の目的，観点；議定の調整対象，内容；審理，採択のため政府に提議する予定時期；議定の施行を保障するための資源，条件の想定を明示しなければならない。
b) 法令の施行の総括報告書又は議定制定の提議に係る各事項の実情評価報告書。
2. この法律第 19 条 3 項に規定する議定制定の提議書類は以下からなる。
a) 議定制定の提議の提出書は，その中において，議定の発行の必要性；議定制定の目的，観点；議定の調整対象，範囲；議定における政策の目標，内容，選定された政策実施のための各解決方法及び選定の理由；審理，採択のため政府に提議する予定時期；議定の施行を保証するための資源，条件の想定を明示しなければならない。
b) 議定制定の提議における政策の影響評価の報告書は，その中において，解決が必要な事項；政策の発行目標；政策実現のための各解決方法；政策の積極的，消極的影響；各解決方法の費用，利益；各解決方法の費用，利益の比較；機関，組織の解決方法の選定及び選定の理由；行政手続へ

の影響評価、ジェンダーへの影響評価（もしあれば）を明示しなければならない。

- c) 法令の施行の総括報告書又は議定制定の提議に係る各事項の実情評価報告書。
- d) 表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し。
- d) 議定の草案の詳細な要綱の予定。
- e) その他の資料（もしあれば）”

21. 第 88 条 1 項及び 2 項を以下のように修正，補充する。

- “1. 司法省は，財政省，内務省，外務省及び関係各機関，組織と連携して，この法律第 19 条 3 項に規定する議定制定の提議の査定を主管する。
- 2. 司法省に送付される査定書類は，この法律第 87 条に規定する各資料からなる。
この法律第 87 条 2 項 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。”

22. ●第 89 条を以下のように修正，補充する。

“第 89 条 政府，政府首相による議定制定の提議の審理，採択

- 1. 省，省同格機関は，政府にこの法律第 19 条 3 項に規定する議定制定の提議を提出し；政府首相にこの条第 19 条 2 項に規定する議定制定の提議を提出する。
- 2. 政府に提出する議定制定書類は以下からなる。
 - a) この法律第 87 条 2 項に規定する改訂された各資料。
 - b) 査定報告書；査定意見の解説，検討報告書。
 - c) その他の資料（もしあれば）。この法律第 87 条 2 項 a 号，b 号に規定する資料及びこの項第 b 号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。
- 3. 政府首相に提出する議定制定書類は以下からなる。
 - a) この法律第 87 条 1 項に規定する各書類。
 - b) その他の資料（もしあれば）この法律第 87 条 1 項 a 号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。
- 4. 首相府は，各省，省同格機関の議定制定の提議書類を受領して検査し，政府の各会議における討論にこの法律第 19 条 3 項の規定する議定制定の各提議を提出し，又はこの法律第 19 条 2 項の規定する議定を審理，決定する政府首相に提出する責任を有する。

5. 政府は、次の手順に従って、政府の会議においてこの法律第 19 条 3 項の規定する議定制定の提議を審理、採択する。
 - a) 省、省同格機関の代表者が、議定制定の提議の提出書を陳述する。
 - b) 司法省の代表者が査定報告書を陳述する。
 - c) 会議への参列を招待された機関、組織の代表者が意見を発表する。
 - d) 政府が討論する。
 - d) 政府が議定制定の提議の採択を表決する。
6. 政府の議定制定の提議の討論、採択を基礎として、首相府は、司法省、議定制定の提議機関と連携して、政府の議定制定の提議に関する議決の起草を主管し、その中で政府により採択された政策を明示し、審理及び発行署名をする政府首相に提出する。”
23. 第 90 条 2 項 a 号を修正、補充し、a 号の後に a1 号を補充する。

“a) 議定の草案を作成する。この法律第 19 条 3 項の規定する議定については、政府が採択した政策との統一性を保障しなければならない；この法律第 19 条 1 項に規定する議定については、詳細な規定をすることを委任された法規範文書との整合性を保障しなければならない。

a1) この法律第 19 条 1 項の規定する議定について、法律、国会議決、国会常務委員会令、国会常務委員会の議決、国家主席の令、決定において各政策を具体的に規定する場合、政策の影響を評価する；この法律第 19 条 2 項に規定する議定については政策の影響を評価する。”
24. 第 91 条を以下のように修正、補充する。

“**第 91 条 議定の草案についての意見聴取**

議定の起草過程において、起草主管機関は、この法律第 57 条 1 項、2 項及び 3 項の規定に基づき、文書の直接的影響を受ける各対象者及び省、省同格機関、政府所属機関の意見を聴取しなければならない；議定の草案に民族政策の実施に関する規定がある場合、民族評議会の意見を聴取しなければならない。”
25. 第 92 条 2 項及び 3 項の規定を以下のように修正、補充する。

“2. 査定のために送付される書類は次のものからなる。

 - a) 議定の草案に関する政府への提出書。
 - b) 議定の草案。
 - c) 議定の草案に関連する法規範文書の精査に関する報告書。
 - d) 機関、組織、個人及び文書の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ、解説、検討書；省、省同格機関、政府所属機関の意見の写し。
 - d) この法律第 19 条 1 項及び 2 項に規定する議定については、政策影響評価報告書；d) 草案が行政手続の規定を有するときは、草案における行政

手続評価書；草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、性平等問題への配慮に関する報告書。

e) この法律第 19 条 3 項に規定する議定制定の提議に関する政府の議決。

g) その他の資料（もしあれば）。

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 査定内容は、次の各事項に焦点を当てる。

a) この法律第 19 条 2 項に規定する議定草案について、議定制定の必要性；対象，調整範囲。

b) 議定草案の内容と、共産党の路線，方針，国家の政策との整合性；議定の草案の法体系における合憲性，合法性，統一性；ベトナム社会主義共和国が加盟する関係国際条約との適合性。

c) この法律第 19 条 1 項に規定する議定については、議定の草案の内容と詳細を規定される文書との整合性；この法律第 19 条 3 項に規定する議定については、議定の草案の内容と議定制定の提議において採択された各政策との整合性。

d) 議定の草案が行政手続の規定を有するときは、議定の草案における各行政手続遵守の必要性，合理性，費用；議定の草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、議定の草案における性平等問題への配慮。

d) 議定の施行を保障するための人的，財政的資源に関する保障条件。

e) 文書起草の用語，技術及び手順，手続。”

26. 第 93 条を以下のように修正，補充する。

“第 93 条 政府に提出する議定の草案の書類

1. 議定の草案に関する政府への提出書。

2. 議定の草案。

3. 査定報告書；査定意見の解説，検討報告書。

4. 議定草案と関連を有する法規範文書の精査に関する報告書。

5. 機関，組織，個人及び議定の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ，解説，検討文書。

6. この法律第 19 条 1 項及び 2 項に規定する議定については政策の影響評価報告書；草案が行政手続規定を有するときは、草案における行政手続の評価書；草案が性平等問題に関係する規定を有するときは、草案における性平等問題への配慮に関する報告書。

7. この法律第 19 条 3 項に規定する議定制定の提議に関する政府の議決。

8. その他の資料（もしあれば）。

この条第 1 項, 2 項及び 3 項に規定する資料は紙の書面で送付され, その余の資料は電子書面で送付される。”

27. 第 98 条 2 項 d 号を以下のように修正, 補充する。

“d) 決定草案における政策の影響評価報告書; 決定の草案が行政手続に係る規定を有するときは, 行政手続の評価書; 決定の草案が性平等問題に係る規定を有するときは, 性平等問題への配慮に関する報告書”

28. 第 102 条 2 項 d 号を以下のように修正, 補充する。

“d) 通達草案における政策の影響評価報告書 (もしあれば) ; 法律, 国会の議決により行政手続の規定の委任を受けた場合における行政手続の評価書; 性平等問題の配慮に関する報告書 (もしあれば) ”

29. 第 103 条 5 項を以下のように修正, 補充する。

“5. 通達草案における政策の影響評価報告書 (もしあれば) ; 法律, 国会の議決により行政手続の規定の委任を受けた場合における行政手続の評価書; 性平等問題の配慮に関する報告書 (もしあれば) ”

30. 第 109 条を以下のように修正, 補充する。

“第 109 条 合同議決の制定, 発行

1. 国会常務委員会とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案及び国会常務委員会, 政府, ベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案は, 国会常務委員会が起草主管機関を割り当てるところによる; 政府とベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案は, 政府が起草主管機関を割り当てるところによる。

2. 起草主管機関は, 草案の起草を組織する責任を有する。

3. 合同議決の草案の起草過程において, 起草主管機関は, この法律第 57 条 1 項, 2 項及び 3 項の規定に基づき, 各機関, 組織, 個人の意見聴取を組織する責任を有する。

4. 国会常務委員会, 政府, ベトナム祖国戦線中央委員会議長団との間の合同議決の草案は政府に提出する前に司法省の査定を受けなければならない; 国会常務委員会に提出する前に国会の民族評議会, 委員会の審査を受けなければならない。

査定の書類, 期限, 内容は, この法律第 58 条 2 項, 3 項及び 4 項の規定に基づく; 審査の書類, 期限, 内容はこの法律第 64 条及び第 65 条の規定に基づく。

5. 起草主管機関は, 表明された意見を研究し, 草案を改訂する責任を有する。

6. 草案は, 合同議決の発行権限を有する機関, 組織の意見が一致した時に採択される。

国会議長、政府首相、ベトナム祖国戦線中央委員会議長は、共に合同議決の発行署名をする。”

31. 第 110 条を以下のように修正，補充する。

“第 110 条 合同通達の制定，発行

1. 最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長，大臣，省同格機関の長との間の合同通達の草案は，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長，大臣，省同格機関の長が合意し，起草主管機関を割り当てるところによる。

2. 起草主管機関は，草案の起草を組織する責任を有する。

3. 草案は，機関，組織，個人が意見を付することができるようにするため，起草主管機関の電子情報ポータルに少なくとも 60 日間掲載される。

最高人民裁判所長官が参加した合同通達の草案は，最高人民裁判所裁判官評議会の各構成員の意見が聴取されなければならない；最高人民検察院長官が参加した合同通達の草案は，最高人民検察院検察委員会の各構成員の意見が聴取されなければならない。

4. 起草主管機関は，表明された意見を研究し，草案を改訂する責任を有する。

5. 草案は，合同通達の発行権限を有する機関，組織の意見が一致したときに採択される。

最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院院長，大臣，省同格機関の長は，共に合同通達の発行署名をする。”

32. 第 111 条の項を以下のように修正，補充する。

a) 第 1 項を以下のように修正，補充する。

“1. 省級人民委員会，省級人民評議会の各委員会及び同級のベトナム祖国戦線委員会は，上級国家機関の法規範文書に基づき，自ら又は機関，組織，人民評議会議員の提案に従い，省級人民評議会の議決制定を提議する責任を有する。”

b) 第 3 項を以下のように修正，補充する。

“3. この法律第 27 条 4 項に規定する内容を有する省級人民評議会の議決制定の提議は，人民評議会の常任委員への提出前に，この法律第 112 条から第 116 条までの規定に基づき実施されなければならない。”

33. 第 116 条 1 項の規定を以下のように修正，補充する。

“1. 省級人民委員会が提出した議決制定の提議については，人民委員会は，議決制定の提議ごとにおける各政策を採択するため，審理し，集団討論し，及び多数決に基づき表決する責任を有する。

省級人民委員会に提出する書類は、この法律第 114 条に規定する資料、議決制定提議査定報告書及び査定意見解説、検討報告書からなる。”

34. 第 117 条 2 項及び 3 項を以下のように修正、補充する。
- “2. この法律第 27 条 1 項、2 項及び 3 項に規定する議決制定の提議書類は次のものからなる。
- a) 議決制定の提議に関する提出書で、その中に、議決発行の根拠；議決の対象、調整範囲、主要な内容¹⁵；人民評議会が提議する、審理、採択の想定時間；議定の施行を保障する資源、条件の想定、を明示しなければならない。
 - b) その他の資料（もしあれば）
3. この法律第 27 条 4 項に規定する議決制定の提議書類は次のものからなる。
- a) この法律第 114 条に規定する資料。
 - b) 議決制定の提議の査定報告書；査定意見の解説、検討報告書。
 - c) この法律第 116 条に規定する権限を有する機関の、議決制定の提議における政策の採択決定。”

35. 第 119 条 1 項を以下のように修正、補充し、1 項の後に 1a 号を補充する。

“1. 議決の草案の作成を組織する。この法律第 27 条 1 項に規定する議決については、詳細を規定することを委任する法規範文書との整合性を保障しなければならない；この法律第 27 条 4 項の規定する議決については、採択された各政策との統一性を保障しなければならない。

1a. この法律第 27 条 2 項及び 3 項の規定する議決について、政策の影響評価をする。”

36. 第 121 条を以下のように修正、補充する。

“第 121 条 省級人民委員会が提出する議決の草案の査定

1. 同級の人民委員会が提出する省級人民評議会の議決の草案は、人民委員会に提出する前に司法局の査定を受けなければならない。

必要な場合において、司法局は、起草主管機関に対し、議決の草案の内容に属する諸事項を報告するよう要求する；自ら、又は起草主管機関とともに議決の草案の内容に属する諸事項に関する調査を組織する。起草主管機関は、議決の草案の査定に資する情報、資料を提供する責任を有する。

複数の分野に関係する又は司法局が起草を主管する議決の草案については、司法局長は、関係各機関、組織の代表者、各専門家、科学者からなる査定諮問評議会を設立する。

人民委員会が会議を行う日の遅くとも 25 日前までに、起草主管機関は、議決の草案の書類を司法局の査定のために送付しなければならない。

¹⁵ 「主要な内容」は、原文では“nội dung chính”である。

2. 査定のために送付する書類は、次のものからなる。
 - a) 議決の草案に関する人民委員会への提出書。
 - b) 議決の草案。
 - c) 機関、組織、個人から表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し；この法律第 27 条 2 項及び 3 項の規定する議決について、政策影響評価報告書。
 - d) その他の資料（もしあれば）

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。
3. 査定内容は次のものからなる。
 - a) この法律第 27 条 2 項及び 3 項の規定する議決の発行の必要性；議決草案の調整の対象、範囲。
 - b) 共産党の路線、方針、国家の政策と議決草案の内容の整合性；議決の草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性。
 - c) 議決の草案の内容と人民評議会に詳細規定を委任した文書との整合性；議決の草案の内容とこの法律第 116 条の規定に基づき採択された議決制定の提議における各政策との整合性。
 - d) 文書起草の用語、技術。
4. 査定報告書は、この条第 3 項に規定する査定内容に関する査定機関の意見及び議決草案が人民委員会に提出する条件を満たしているか否かに関する意見を明確に表さなければならない。

査定報告書は、起草主管機関に対し、司法局が査定のために送付される全ての書類を受け取ってから 15 日以内に送付されなければならない。
5. 起草主管機関は、議決の草案を改訂、完成し、議決の草案を人民委員会に提出すると同時に、改訂された文書の草案を添付した解説、検討報告書を司法局に送付するため、査定意見を解説、検討する責任を有する。”
37. 第 122 条 1 項 d 号を以下のように修正、補充する。

“d) 機関、組織、個人から表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；この法律第 27 条 2 項及び 3 項の規定する議決について、政策影響作用報告書。”
38. 第 124 条の項、号を以下のように修正、補充する。
 - a) 2 項 d 号を以下のように修正、補充する。

“d) 機関、組織、個人から表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し；この法律第 27 条 2 項及び 3 項の規定する議決について、政策影響作用報告書。”
 - b) 第 2 項の後に第 2a 項を補充する。

“2a. 審査機関は、書類中の資料が十分でない場合、又はこの条第 2 項の規定に従った期限内に書類が送付されない場合、議決草案の審査を行わない。”

c) 第 3 項 a 号を以下のように修正、補充する。

“a) この法律第 27 条 2 項及び 3 項の規定する議決の発行の必要性；異なる意見が残っている議決の草案の内容及び諸事項”

39. 第 128 条 2 項 c 号を以下のように修正、補充する。

“c) 法律、国会の議決が行政手続の規定を委任する場合における行政手続の影響を評価し、ジェンダーに関する影響を評価する（もしあれば）。”

40. 第 130 条を以下のように修正、補充する。

“第 130 条 省級人民委員会の決定の草案の査定

1. 司法局は、省級人民委員会に提出する前に決定の草案を査定する責任を有する。

必要な場合において、司法局は、起草主管機関に対し、決定の草案の内容に属する諸事項を報告するよう要求する；自ら、又は起草主管機関とともに議決の草案の内容に属する諸事項に関する調査を組織する。起草主管機関は、議決の草案の査定に資する情報、資料を提供する責任を有する。

複数の分野に関係する又は司法局が起草を主管する議決の草案については、司法局長は、関係各機関、組織の代表者、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。

人民委員会が会議を行う日の遅くとも 25 日前までに、起草主管機関は、議決の草案の書類を司法局の査定のために送付しなければならない。

2. 査定のために送付する書類は、次のものからなる。

a) 決定の草案に関する人民委員会への提出書。

b) 決定の草案。

c) 機関、組織、個人から表明された意見の取りまとめ、解説、検討文書；表明された意見の写し。

d) その他の資料（もしあれば）。

この項第 a 号及び b 号に規定する資料は紙の書面で送付され、その余の資料は電子書面で送付される。

3. 査定内容は次のものからなる。

a) この法律第 28 条 2 項及び 3 項の規定する決定の発行の必要性；決定草案の調整の対象、範囲。

b) 共産党の路線、方針、国家の政策と決定草案の内容の整合性；決定の草案の法体系における合憲性、合法性及び統一性。

- c) 決定の草案が行政手続の規定を有するときは、決定の草案における各行政手続遵守の必要性、合理性、費用；決定の草案が性平等問題に係る規定を有するときは、決定の草案における性平等問題への配慮。
 - d) 決定の施行を保障するための資源、条件。
 - d) 文書起草の用語、技術。
4. 査定報告書は、この条第3項に規定する査定内容に関する査定機関の意見及び決定草案が人民委員会に提出する条件を満たしているか否かに関する意見を明確に表さなければならない。
- 査定報告書は、起草主管機関に対し、司法局が査定のために送付される全ての書類を受け取ってから15日以内に送付されなければならない。
5. 起草主管機関は、決定の草案を改訂、完成し、決定の草案を人民委員会に提出すると同時に、改訂された文書の草案を添付した解説、検討報告書を司法局に送付するため、査定意見を解説、検討する責任を有する。”
41. 第131条を以下のように修正、補充する。

“第131条 省級人民委員会に提出する決定の草案の書類

- 1. 起草主管機関は、人民委員会の各委員に送付するため、人民委員会が会議を行う日の遅くとも3営業日前までに、決定の草案の書類を省級人民委員会に送付する。
 - 2. 決定の草案の書類は次のものからなる
 - a) この法律第130条2項に規定する資料。
 - b) 査定報告書；査定意見解説，検討報告書。この法律第130条2項a号，b号に規定する資料及びこの項b号に規定する資料は紙の書面で送付され，その余の資料は電子書面で送付される。”
42. 第134条1項を以下のように修正、補充する。

“1. 司法課¹⁶は、県級人民委員会に提出する前に、県級人民評議会の議決の草案を査定する責任を有する。

人民委員会が会議を行う日の遅くとも20日前までに、起草主管機関は、県級人民評議会の議定の草案の書類を、査定のために司法課に送付しなければならない。”

43. 第139条を以下のように修正、補充する。

“第139条 県級人民委員会の決定の草案の査定

- 1. 司法課は、提出前に、県級人民委員会の決定の草案を査定する責任を有する。

人民委員会の会議の遅くとも20日前までに、起草主管機関は、査定のために、決定の草案の書類を司法課に送付しなければならない。

¹⁶ 「司法課」は、原文では“Phòng Tư pháp”である。

2. 査定のために送付する書類は、次のものからなる。
 - a) 決定の草案に関する人民委員会への提出書。
 - b) 決定の草案。
 - c) 機関，組織，個人から表明された意見の取りまとめ，解説，検討文書；表明された意見の写し。
 - d) その他の資料（もしあれば）
 3. 査定内容は次のものからなる。
 - a) 決定の発行の必要性；決定草案の調整の対象，範囲。
 - b) 共産党の路線，方針，国家の政策と決定草案の内容の整合性；決定の草案の法体系における合憲性，合法性及び統一性。
 - c) 決定の草案が行政手続の規定を有するときは，決定の草案における各行政手続遵守の必要性，合理性，費用；決定の草案が性平等問題に関係する規定を有するときは，決定の草案における性平等問題への配慮。
 - d) 決定の施行を保障するための資源，条件。
 - d) 文書起草の用語，技術。
 4. 査定報告書は，この条第3項に規定する査定内容に関する査定機関の意見及び決定草案が人民委員会に提出する条件を満たしているか否かに関する意見を明確に表さなければならない。

査定報告書は，起草主管機関に対し，司法課が査定のために送付される全ての書類を受け取ってから15日以内に送付されなければならない。
 5. 起草主管機関は，決定の草案を改訂，完成し，決定の草案を人民委員会に提出すると同時に，改訂された文書の草案を添付した解説，検討報告書を司法課に送付するため，査定意見を解説，検討する責任を有する。”
44. 第146条を以下のように修正，補充する。
- “第146条 簡易な手順，手続による法規範文書の制定，発行の各場合**
1. 緊急事態に関する法令の規定に基づく緊急の場合；自然災害，疫病，火災，爆発の予防，対策における突発，緊急の場合；実際に発生した諸事項を解決するために切迫している場合。
 2. 遅滞なく国家利益，組織，個人の権利，合法的利益を保護するために，法規範文書の全部又は一部の効力を停止する必要がある場合。
 3. 発行された新たな法規範文書と整合するように直ちに修正をする必要がある場合；関連を有するベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約実施のため直ちに法規範文書を発行する必要がある場合。
 4. 法令に違反する又は経済，社会状況に符合しない法規範文書の一部若しくは全部を廃止する必要がある場合。

5. 一定の解決期限があるが実際には切迫した問題が発生している場合に、法規範文書の全部又は一部の適用期限を延長する必要がある場合。”
45. 第 147 条 3 項を以下のように修正，補充し，3 項の後に 3a 号を補充する。
- “3. 政府首相は，政府の議定，政府首相の決定の制定，発行における簡易な手順，手続の適用を決定する；この法律第 146 条 1 項に規定する，実際に発生した諸事項を解決するために切迫している場合に，大臣，省同格機関の長の通達について簡易な手順，手続の適用を決定する。
- この項が規定する大臣，省同格機関の通達についての簡易な手順，手続の適用を決定する政府首相の提議文書は，司法省大臣の書面による意見を添付しなければならない。
- 3a. 大臣，省同格機関の長，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院長は，この法律第 146 条 2 項及び 4 項の規定する場合において，自らが発行した法規範文書について簡易な手順，手続の適用を決定する。”
46. 第 148 条を以下のように修正，補充する。
- “第 148 条 簡易な手順，手続による法規範文書の制定の手順，手続**
- 簡易な手順，手続による国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定，政府の議定，政府首相の決定，最高人民裁判所長官の通達，最高人民検察院長官の通達，大臣，省同格機関の長の通達，国家会計検査院長の決定，省級人民評議会の議決，省級人民委員会の決定の制定，発行は，次のとおり行われる。
1. 起草主管機関は，起草を組織する。
 2. 起草主管機関は，文書から直接影響を受ける対象，文書の草案についての関係機関，組織，個人の意見聴取を組織することができる。書面で意見聴取をする場合において，意見聴取期間は 20 日間を超えない。
 3. 草案の書類を受け取った日から 7 日以内に，査定機関は文書の草案を査定する責任を有し，審査主管機関はこれを審査する責任を有する。
- 査定に送られる書類は，提出書，文書草案，意見聴取をした場合に機関，組織，個人が表明した意見のとりまとめ，解説，検討文書からなる。
- 審査に送られる書類は，提出書，文書草案，意見聴取をした場合に機関，組織，個人が表明した意見のとりまとめ，解説，検討文書，査定報告書及び査定意見解説，検討報告書からなる。”
47. 第 149 条の項，号を以下のように修正，補充する。
- a) 第 1 項 b 号及び c 号を以下のように修正，補充する。

“b) 国家主席の令，決定の草案，最高人民裁判所長官の通達の草案，最高人民検察院長官の通達の草案，国家会計検査院長の決定の草案の提出書類は，提出書，草案からなる。

c) 政府の議定の草案，政府首相の決定の草案，大臣，省同格機関の長の通達の草案，省級人民委員会の決定の草案の提出書類は，提出書，草案，査定報告書からなる。”

b) 第2項 d 号の後に d1 号を補充する。

“d1) 首相，省同格機関の長，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計検査院長は，この法律第104条，第106条，第107条及び第108条に規定する手順に従って文書草案を受領した後に，直ちに法規範文書を審理し，発行署名する。”

48. 第151条を以下のように修正，補充する。

“第151条 法規範文書が効力を生じる時点

1. 法規範文書の全部又は一部の効力発生時点は当該文書に規定されるが，中央の国家機関の法規範文書については，採択又は発行署名の日から45日以内であってはならず；省級人民評議会，人民委員会の法規範文書については，採択又は発行署名の日から10日以内であってはならず；県級及び社級の人民評議会，人民委員会の法規範文書については，採択又は発行署名の日から7日以内であってはならない。

2. 簡易な手順，手続により発行される法規範文書は，採択又は発行署名の日から効力を生じ得るが，同時に，発行機関の電子情報ポータルに直ちに登載され，マスメディアで報道されなければならない；中央の国家機関の法規範文書については，ベトナム社会主義共和国公報に，公布又は発行署名の日から遅くとも3日以内¹⁷に掲載する；省級人民評議会，人民委員会の法規範文書については，省，中央直轄都市の公報に，公布又は発行署名の日から遅くとも3日以内に掲載する。”

49. 第153条1項を以下のように修正，補充する。

“1. 法規範文書は，次の各場合において，権限を有する国家機関の処理決定が出るまで，その全部又は一部の効力を停止する。

a) この法律第164条3項，第165条2項，第166条2項及び3項，第167条2項及び3項，第170条1項の規定に基づき施行が停止された。権限を有する国家機関が廃止決定を下した場合は，文書は失効する；廃止決定を下さないときは，文書は引き続き効力を有する。

¹⁷ 「～日から遅くとも3日以内」は，原文では“chậm nhất là 03 ngày kể từ ngày”である。

- b) 法規範文書の発行権限を有する機関が、遅滞なく国家の利益、組織、個人の権利、合法的利益を保護するため、一定の期間内において、当該文書の全部又は一部の効力停止を決定する。”

50. 第 157 条を以下のように修正、補充する。

“第 157 条 法規範文書の登載及び報道

国家機密に関する法令の規定に基づく国家機密に属する内容を含む文書を除き、中央の国家機関の文書については公布又は発行署名の日から遅くとも 15 日以内に；人民評議会、人民委員会の文書については採択又は発行署名の日から遅くとも 15 日以内に国家法令データベースに全文が登載され、マスメディアで報道されなければならない。

国家法令データベースに登載された法規範文書は、正式な使用価値を有する。”

51. 第 172 条 4 項を以下のように修正、補充する。

“4. 2016 年 7 月 1 日の前に発行されたこの法律第 14 条 4 項に規定する権限を有する国家機関、者の法規範文書における行政手続に関する諸規定は、その他の文書で廃止される又は新たな行政手続で代替されるまで、引き続き適用される。2016 年 7 月 1 日の前に発行された行政手続規定を有する法規範文書を修正、補充する場合、新たに行政手続を発生させること、又は現に適用されている行政手続解決の書類、要求、条件、時間を追加することはできない。”

52. いくつかの条に以下のように語、語句を補充する。

- a) 第 48 条 3 項、第 49 条 1 項 c 号及び第 50 条 2 項における「法令委員会」という語句の前に「常任委員」という語を補充する。
b) 第 140 条 2 項 b 号における「査定報告書」という語句の後に「査定意見、解説、検討報告書」という語句を補充する。

53. いくつかの条に以下のように語、語句を入れ替え、廃止する。

- a) 第 8 条 3 項の「表題」という語を「名称」に入れ替える。
b) 第 37 条 1 項 d 号及び第 114 条 5 項の「要綱」という語を「詳細な要綱の予定」という語句に入れ替える。
c) 第 95 条 2 項 c 号の「文書の影響評価報告書」という語句を「政策の影響評価報告書」という語句に入れ替える。
d) 第 98 条 2 項 c 号の「機関、組織、個人及び文書の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ、解説、検討報告書」という語句を「機関、組織、個人及び文書の直接的影響を受ける対象者の意見の取りまとめ、解説、検討書」に入れ替える；第 98 条 5 項の「この条第 1 項」という語句を「この条第 3 項」という語句に入れ替える。

- d) 第 113 条 2 項の「議決の草案の直接的影響を受ける対象者」という語句を「議決制定の提議における政策の直接的影響を受ける対象者」という語句に入れ替える。
- e) 第 114 条 2 項の「議決制定の提議における政策ごとの影響評価の内容」という語句を「議決制定の提議における政策の影響評価報告書」という語句に入れ替える。
- g) 第 33 条 3 項, 第 56 条 1 項 a 号及び第 57 条 4 項の「国会議員団事務局」という語句を廃止する。
- h) 第 50 条 1 項の「審査参加機関」という語句を廃止する。
- i) 第 115 条 5 項の「議決草案」という語句を廃止する。

第 2 条 施行¹⁸

この法律は、2021 年 1 月 1 日より施行される。

この法律はベトナム社会主義共和国第 14 期国会第 9 会期において、2020 年 6 月 18 日に採択された。

国会議長

署名済み：グエン・ティ・キム・ガン

¹⁸ 「施行」と訳出したベトナム語は「hiệu lực thi hành」である。本文中では単に「施行」と訳出した。翻訳物によっては、そのまま「施行効力」を訳されている場合がある。